

※実務経験の詳細については各指定担当部局に問い合わせてください。

大阪市、堺市、東大阪市、豊中市、枚方市、高槻市、八尾市、寝屋川市、吹田市については各市へ、
上記以外の市町村は大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課指定・指導グループへ問い合わせして下さい。

児童発達支援管理責任者の要件となる実務経験について

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

- ① イ及びロの期間が通算して5年以上、かつ、ハの期間を除外した期間が3年以上であること
- ② ニの期間が通算して8年以上、かつ、ホの期間を除外した期間が3年以上であること
- ③ イ、ロ、ニを通算した期間から、ハ、ホを除外した期間が3年以上、かつ、ヘの期間が通算して5年以上であること

イ	次の(1)から(6)に掲げる者が、 相談支援の業務 (身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)に従事した期間	
(1)	一般相談支援事業、特定相談支援事業、地域生活支援事業、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	ハを除外して3年以上
(2)	児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、発達障がい者支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(3)	障がい児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(4)	障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(5)	学校(大学を除く)の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(6)	病院、診療所の従業者(社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、への有資格者、イ(1)から(5)までの従事期間が1年以上に限る。)、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
ロ	次の(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者又は精神障がい者社会復帰指導員(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。))が、 直接支援の業務 (身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練や職業教育等の業務)に従事した期間	
(1)	障がい児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの(以下「療養病床関係病室」という。))の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	ハの期間を除外して5年以上
(2)	障がい児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障がい福祉サービス事業、老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業(以下「老人居宅介護等事業」という。))の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(3)	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(4)	特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
(5)	学校(大学を除く)の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
ハ	① 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター(その他これらに準ずる施設)の従業者又は居宅介護支援事業、介護予防支援事業(その他これらに準ずる事業)の従業者が、 相談支援の業務 (その他これらに準ずる業務)に従事した期間 ② 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室(その他これらに準ずる施設)の従業者、老人居宅介護等事業(その他これらに準ずる事業)の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所(その他これらに準ずる施設)の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が 直接支援の業務 に従事した期間 ③ 上記①、②の期間を合算した期間	
ニ	ロの(1)から(5)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 直接支援の業務 に従事した期間	ホの期間を除外して3年以上
ホ	老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室(その他これらに準ずる施設)の従業者、老人居宅介護等事業(その他これらに準ずる事業)の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所(その他これらに準ずる施設)の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が 直接支援の業務 に従事した期間	
ヘ	イ、ロ及びニの期間を通算した期間から、ハ及びホの期間を除外した期間が3年以上あり、かつ、次の資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士又は公認心理師	ハ・通算3ホを5年以上として

※ ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることを言うものとします。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることを言います。

※ 本資料は、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号)」における実務経験を見やすくした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等については各指定担当部局にご確認下さい。